

三、依照所得稅法第 17 條之規定，納稅義務人及其配偶之同胞兄弟姐妹合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額。

- (1)未滿 20 歲者；
- (2)已滿 20 歲，因在校就學受納稅義務人扶養者；
- (3)已滿 20 歲，因身心殘障受納稅義務人扶養者；
- (4)已滿 20 歲，因無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人及其配偶之同胞兄弟姐妹合於上列規定條件者，計有：_____人

姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

四、依照所得稅法第 17 條之規定，納稅義務人之其他親屬或家屬，合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額，但受扶養者之父或母如屬第 4 條第 1 項第 1 款及第 2 款之免稅所得者，不得列報減除。

- (1)合於民法第 1114 條第 4 款未滿 20 歲或滿 60 歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。
- (2)合於民法第 1123 條第 3 項未滿 20 歲或滿 60 歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。

姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

附註：民法第 1114 條：左列親屬互負扶養之義務

- 一、直系血親相互間。
- 二、夫妻之一方與他方父母同居者其相互間。
- 三、兄弟姐妹相互間。
- 四、家長家屬相互間。

民法第 1123 條：家置家長

- 同家之人除家長外均為家屬。
- 雖非親屬而以永久共同生活為目的同居一家者視為家屬。

薪資受領人_____填報日期_____

(簽章)